

## 安全衛生推進者等養成講習（安全衛生推進者養成講習及び衛生推進者養成講習）

常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業場では、業種に応じて、「安全衛生推進者」または「衛生推進者」を選任する必要があります。

安全衛生推進者または衛生推進者は、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習（安全衛生推進者養成講習、衛生推進者養成講習）を修了した者や、当該職務を担当するため必要な能力を有すると認められる者のうちから選任しなければなりません。

（安衛法第 12 条の 2、安衛則第 12 条の 2、3）

### 安全衛生推進者養成講習

対象：林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

講習科目	時間数
安全管理	2
危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等	2
作業環境管理及び作業管理	2
健康の保持増進対策	1
安全衛生教育	1
安全衛生関係法令	2

計 10 時間（2 日間）

### 衛生推進者養成講習

対象：安全衛生推進者を選任すべき業種以外の事業場

講習科目	時間
作業環境管理及び作業管理 (危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等を含む。)	2
健康の保持増進対策	1
労働衛生教育	1
労働衛生関係法令	1

計 5 時間（1 日間）

なお、安全衛生推進者等養成講習の修了者に対しては、安全衛生推進者能力向上教育(初任時)を行う必要はありません。